

火災保険 お見積り依頼票

お見積りをご希望される場合、ご記入のうえ、郵送またはFAXにてお送りください

(※の印ついた用語は裏面にご説明がございます)

ご記入日	平成 年 月 日							
お名前 (組合員)	生年月日	昭和	年	月	日	連絡先電話番号		
		平成	年	月	日		自宅	-
ご住所	〒 -					携帯	-	-
						職場	-	-

◆ご契約する建物について 《保険の目的の評価額算出や、各種割引の適用の可否判断のための必要事項となります》

保険をかける	〒 -	(★上記住所と同じ場合は記入不要)					
建物所在地							
戸建 ⇒ 平屋建・2階建 ()階建				マンション アパート			
持家 ↓ ①建物新築費(基礎を含む)がわかる場合()万円[土地代除く] ・建物新築費は新築時の工事請負契約書上の請負金額から確認してください。 ②建物構造(下記構造欄よりご選択ください⇒) ・記載がない場合⑥でお見積りさせていただきます。 ③建物所有者 () ・共有名義の場合は、全員のお名前をご記入ください ④住宅メーカー()商品名() ⑤基礎工事について○をしてください⇒ 含める ・ 含めない				賃貸 (社宅を含む) 分譲 ↓ ①契約方式 (専有部分のみ ・ 専有+共用) ・専有部分のみに○をされた場合、②「境界」にも○を付けてください ②専有部分と共用部分の境界 (上塗基準 ・ 壁芯基準) ③建物構造(下記構造欄よりご選択ください⇒) ④建物所有者 () ・共有名義の場合は、全員のお名前をご記入ください (地上 階・地下 階、総戸数 戸)			
構造 (裏面参照)	① コンクリート造建物・コンクリートブロック建物・れんが造建物・石造建物			④ 準耐火建築物(1時間準耐火・45分準耐火)			
	② 耐火建築物			⑤ 省令準耐火建物			
	③ 鉄骨造建物(②に該当する建物を除きます)			⑥ いずれにも該当しない建物			
免震・耐震性能	免震建築物である		※住宅性能評価書から耐震等級を確認できる ()等級		長期優良住宅の認定書類がある		耐震診断または耐震改修の結果、減税措置の適用を受けている
建築年月	昭和	年	月	入居日 (新築の方)	年	月	専有延面積 m ² (小数点第2位まで)

◆家財についてご契約の場合はご記入ください

世帯主年齢	世帯主の配偶者有無	家族人数	世帯主と同居の18歳以上の人数	世帯主と同居の18歳未満の人数
歳	有 ・ 無	人(内訳⇒)	人	人

◆ご希望の保険期間に○をつけてください。

保険期間	1年間 ・ ()年間 ← 長期(2~10年間)をご希望の場合、年数を記入 [団体割引の適用は5年間まで]
------	---

◆他の火災保険契約の有無について、その内容をご記入ください。《JP共済 火災共済、郵政福祉(弘済会・互助会)、など》
 ・他の契約がない場合は(なし)に○を記入してください。

建物について《他の契約》		あり	なし	家財について《他の契約》		あり	なし
加入会社	(例)〇〇共済			加入会社	(例)〇〇保険会社		
保険種類	災害見舞金			保険種類	住宅火災保険		
保険金額	60口			保険金額	1000万円		

◆1点100万円を超える貴金属・美術品・骨董品など(明記物※)をお持ちの場合、【通信欄】に品名・金額をご記入ください。
 ◆建物内に店舗が入っている場合は、【通信欄】に業種をご記入ください。

【通信欄】	その他特約の設定などのご希望や・手続きについてのご要望がございましたらご記入ください。
-------	---

ご記入いただいた内容をもとに火災保険のご案内をさせていただきます。

株式会社 郵 愛
 〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6
 TEL:0120-025-375 (平日9:00~18:00)
 FAX:0120-779-783

【用語のご説明】

[建物新築費]

土地代および土地造成費用を除いた新築費のこと。新築時の工事請負契約書上の請負金額から確認。

[建物構造]

建物の「形態」・「耐火性能の有無」等の情報。

- ・「建物の形態」 …… 戸建か共同住宅(マンションなど)かの分類。
- ・「耐火性能の有無」 …… 「耐火建築物」「準耐火建築物」「省令準耐火建築物」の耐火建築物に該当するか否かにより分類。
公的機関や施工者等から発行された書類(建築確認申請書や建物のパンフレットなど)から確認。

[耐火建築物]

建築基準法において、「主要構造部(のすべて)を耐火構造とした建築物で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸や政令で定められた防火設備を有するもの」と定める建物。

[準耐火建築物]

建築基準法において、「主要構造部(のすべて)を準耐火構造とした建築物、外壁耐火構造とした建築物および不燃構造とした建築物で、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸や政令で定められた防火設備を有するもの」と定める建物。

[省令準耐火建物]

勤労者財産形成促進法に関する省令に定める耐火性能を有する構造の建物として、独立行政法人住宅金融支援機構の定める仕様に合致するもの、または同機構の承認を得たもの。なお、同機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しない。

[境界]

マンションの専有部分と共用部分の境界の基準。マンション管理規約にてご確認ください。

- ・上塗基準…界壁・階層の本体はすべて共用部分であり、専用部分側の上塗り部分だけが専用部分であるとする基準。
- ・壁芯基準…界壁・階層の中央部分(壁芯および床の中心線)までの専有部分側は自分の専有部分で、外側は共用部分または他人の専用部分であるとする基準。

[住宅性能評価書]

設計段階の「設計住宅性能評価書」と完成段階の「建設住宅性能評価書」と2種類ある。

評価書の発行にあたっては施工会社や不動産会社から客観的な住宅の性能評価を実施する第三者機関(国の登録を受けた住宅性能評価機関)へ評価料を支払い、評価を依頼する。
評価書には建物の「耐火性」や「耐震等級」など9項目の評価結果が記載される。

[団体割引]

一定の集団に所属している契約者の契約に対して適用される割引。

火災保険料に対しての割引であり、地震保険料に対しては適用されない。

弊社の火災保険契約では日本郵政グループ労働組合の組合員(退職者・非適管理者を含む)を対象として、保険期間1～5年間の契約に対して10%の割引が適用される。

[明記物件(1点100万円を超える貴金属・美術品・骨董品など)]

家財のうち日常生活の用品ではない貴金属・宝玉・宝石・書画・骨董・彫刻物その他美術品は損害発生時に通常100万円までが認定される損害の限度額となっておりますため、100万円を超える貴金属等については、特約で「明記物件」として他の家財とは別枠で保険金額を設定する。

(腕時計は日常の生活用品として認められ、宝石が入った高額なものでも家財保険金額の上限まで補償されるため明記物件としては扱わない)